

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（厚生労働省）

<p>制 度 名</p>	<p>農林中央金庫の合併等に係る課税の特例（共済事業を行う消費生活協同組合又は連合会が共済事業を分離した場合に伴う税制上の所要の措置）</p>			
<p>税目（条文番号）</p>	<p>法人税</p>			
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>消費生活協同組合法第 10 条第 3 項の規定により、組合員 1 人あたりの受入共済金が政令で定める基準以上であったり、受入共済掛金総額が政令で定める基準以上の共済事業を行う消費生活協同組合や共済事業を行う連合会については、共済事業と他の事業との兼業が禁止されることとなった。従って、本規定に抵触することを避けるために共済事業を他の組合又は連合会に移転する場合の法人税においては、所要の措置を講じている。</p> <table border="1" data-bbox="874 943 1492 1037"> <tr> <td data-bbox="874 943 1222 1037"> <p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1222 943 1492 1037"> <p>0 百万円 （▲1,000 の内数）</p> </td> </tr> </table>		<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>0 百万円 （▲1,000 の内数）</p>
<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>0 百万円 （▲1,000 の内数）</p>			
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<p>本措置は平成 23 年 3 月 31 日で適用期限を迎えるが、期限後に共済事業を分離する生協等がないため廃止する。</p>			